

崎遊協発第54号  
平成29年3月7日  
(本紙含め2枚)

各支部組合長 殿

長崎県遊技業協同組合  
理事長 松尾道彦

**「新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書」の取扱いについて**

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、全日遊連から、回胴遊商及び全商協が作成し、回胴遊商組合員及び全商協傘下の地区遊商組合員に通知した『「新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書」の取扱いについて』（確認書の作成や提出要領を記載）の送付を受けましたのでお知らせします。

なお、本件に関してご不明な点は、回胴遊商組合員及び全商協傘下の地区遊商組合員にお問い合わせください。

組合傘下店舗の皆様にお知らせください。

**【添付文書】**

- 「新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書」の取扱いについて

## 「新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書」の取扱いについて

### 1. 確認書の作成について

#### ア 記入方法について

手書き・ゴム印・印字のいずれも方法でも問題ありません。

#### イ 設置台数及び設置比率の記入について

「入替前」には、確認日時点の台数・設置比率を記入してください。

「入替後」には、当該移動で設置される予定の台数・設置比率を記入してください。

#### ウ 「営業者名」欄の印鑑について

法人営業者は、法人印となります。中古機流通で作成する他の書類と同じ印鑑を使用していただければ結構です。

また、訂正する際は、「営業者名」欄と同じ印鑑を使用してください。

#### エ 営業所の「確認者名」について

確認者は、ホール従業員であれば、「管理者」でなくても結構です。

#### オ 確認書未提出・記入漏れについて

3月10日以降、確認書が未提出の場合、設置比率（50%以下）の確認ができませんので打刻申請の受付ができません。確認書が提出され、設置比率が50%以下であることが確認できた日を受付日として、5営業日後の書類発給となります。

なお、台数の記入漏れは、設置比率の確認が出来ないため、未提出と同様の扱いとします。

注）確認書が提出されない場合又設置比率が50%を越えていた場合は、申請書類一式をご返却します。

### 2. 確認書の提出について

ア 確認書の有効期間は、「確認日から14日間」となりますので、打刻申請時は、有効期間内であることを確認して提出してください。

イ 3月9日以前に中古移動の依頼を受けていた場合でも3月10日以降は、組合に申請書類を提出する全ての案件に確認書が必要になりますので、ホール様に確認書の作成を依頼してください。

ウ 中古移動の取扱区分（売買、チェーン店間移動、再設置、名義変更）に関わらず、確認書のコピーが必要です。

エ 組合が申請を受付した後に入替日等の変更があっても、確認書の再提出（差し替え）は不要です。

オ 同一ホールで複数機種の場合、原則、全ての案件に確認書のコピーが必要です。